



# SMTB 厚生年金基金ニュース

(平成24年11月2日)

三井住友信託銀行 年金コンサルティング部

## 《「役職員倫理規程」の制定について》

平成24年9月26日に発出された通知により、厚生年金基金の役職員の職務に係る倫理に関する規程（以下、役職員倫理規程）の制定が必要とされました。今般、規程（案）を作成いたしましたので、別添のとおりご案内申し上げます。

### ● 厚生年金基金の役職員倫理規程の策定義務化

平成24年9月26日に発出された通知「『厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて』の一部改正について」（年発第0926第4号）にて、基金の役職員倫理規程の策定が義務付けられました。

厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン（抜粋）

#### 三 理事

##### (10) 利益相反

（公務に従事する者としての行為）

○基金の役員及び基金に使用され、その事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされるため（法第121条参照）、上記の禁止行為に該当しない場合であっても、運用受託機関等から特別な利益の提供を受けてはならない。

○基金は、公的年金制度の一部を代行する公共性の高い事務を行うものであることにかんがみ、国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）に準拠して基金の役職員の職務に係る倫理に関する規程を定めなければならない。

### ● 役職員倫理規程の記載すべき内容や策定期等について

役職員倫理規程の策定については、「通知の発出日から適用する」とされました。なお、本件について厚生労働省に確認している事項は以下のとおりです。

- 規程の新設については、代議員会の議決が必要であること。なお、平成25年度予算代議員会で議決し、平成25年4月1日までに実施するスケジュールで良いこと。
- 役職員倫理規程に盛り込むべき事項については、今後厚生労働省より示される予定であること。

### ● 役職員倫理規程（案）のご案内（下記URLをご参照下さい）

本規程（案）は「国家公務員倫理規程」を参考に作成しておりますが、前記のとおり、今後厚生労働省より規程に盛り込むべき事項が示される予定であり、内容が大幅に変更となる可能性がございます。厚生労働省より規程に盛り込むべき事項が明らかにされ次第、改めて規程（案）をご案内させていただきます。

◇役職員倫理規程（案） → <http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20121102-1.pdf>

◇国家公務員倫理規程との比較表 → <http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20121102-2.pdf>

以上

本資料の掲載内容は、厚生年金基金に関する情報提供を目的としたものであり取引の勧誘を目的としたものではありません。

本資料に記載内容は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づき作成したものであり、その情報の正確性・確実性を保証するものではありません。掲載内容については今後変更となる可能性があります。